

監査措置状況報告書

令和6年7月22日

実施年度	定期監査（令和6年度上期）		
検査実施日	令和6年5月14日～6月5日		
担当部署	一之宮支所 地域振興課 他	内線	3411

監査の結果	対応状況等																					
	報告日現在の状況	検討中																				
	概	要																				
<p>① 使用料等の納入について</p> <p>支所庁舎及び多目的センターの使用料等の納入手続きについて諸帳票を確認したところ、以下の支所において不適切な処理が見受けられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支所名</th> <th>名称</th> <th>受付日</th> <th>許可日</th> <th>調定日</th> <th>納付日</th> <th>使用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一之宮支所</td> <td>支所庁舎</td> <td>6/5(月)</td> <td>6/5(月)</td> <td>6/5(月)</td> <td>6/14(水)</td> <td>6/13(火)</td> </tr> <tr> <td>久々野支所</td> <td>多目的センター</td> <td>2/21(水)</td> <td>2/22(木)</td> <td>2/22(木)</td> <td>3/6(水)</td> <td>3/4(月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一之宮支所庁舎の使用について 高山市庁舎の開放に関する規則（以下、「規則」という。）第7条第2項において、使用者が負担すべき必要経費は、使用許可の際に使用者から徴収すると規定しているが、許可日より後に納入されていた。</p> <p>昨年の定期監査（公民館使用許可申請）でも指摘したところであるが、今年度も規則に基づかない事務処理がされていた。</p> <p>いずれの施設においても、規則に基づいた適切な事務処理に努められたい。 なお、コミュニティの場として市民に広く活用されるためにも、実態に合った規則となるよう類似施設においても統一した見直しを検討されたい。</p>	支所名	名称	受付日	許可日	調定日	納付日	使用日	一之宮支所	支所庁舎	6/5(月)	6/5(月)	6/5(月)	6/14(水)	6/13(火)	久々野支所	多目的センター	2/21(水)	2/22(木)	2/22(木)	3/6(水)	3/4(月)	<p>使用者が負担すべき必要経費については、高山市庁舎の開放に関する規則（以下、「規則」という。）を今一度確認し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>また、規則において「使用者が負担すべき必要経費は、使用許可の際に使用者から徴収する」と規定していることについては、利用者の利便性の向上を図る観点から、使用しようとする日以前に納入するなど、実態に合った規則となるよう見直します。</p>
支所名	名称	受付日	許可日	調定日	納付日	使用日																
一之宮支所	支所庁舎	6/5(月)	6/5(月)	6/5(月)	6/14(水)	6/13(火)																
久々野支所	多目的センター	2/21(水)	2/22(木)	2/22(木)	3/6(水)	3/4(月)																

監査措置状況報告書

令和6年7月22日

実施年度	定期監査（令和6年度上期）		
検査実施日	令和6年5月14日～6月5日		
担当部署	久々野支所 地域振興課	内線	3550

監査の結果	対応状況等																						
	報告日現在の状況	措置済																					
	概	要																					
<p>① 使用料等の納入について</p> <p>支所庁舎及び多目的センターの使用料等の納入手続きについて諸帳票を確認したところ、以下の支所において不適切な処理が見受けられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支所名</th> <th>名称</th> <th>受付日</th> <th>許可日</th> <th>調定日</th> <th>納付日</th> <th>使用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一之宮支所</td> <td>支所庁舎</td> <td>6/5(月)</td> <td>6/5(月)</td> <td>6/5(月)</td> <td>6/14(水)</td> <td>6/13(火)</td> </tr> <tr> <td>久々野支所</td> <td>多目的センター</td> <td>2/21(水)</td> <td>2/22(木)</td> <td>2/22(木)</td> <td>3/6(水)</td> <td>3/4(月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・久々野多目的センターの使用について 高山市久々野多目的センター管理規則（以下、「規則」という。）第5条の2において、多目的室の使用の許可を受けた者は、使用しようとする日以前に使用料を納入するものとする規定しているが、使用日より後に納入されていた。</p> <p>昨年の定期監査（公民館使用許可申請）でも指摘したところであるが、今年度も規則に基づかない事務処理がされていた。</p> <p>いずれの施設においても、規則に基づいた適切な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、コミュニティの場として市民に広く活用されるためにも、実態に合った規則となるよう類似施設においても統一した見直しを検討されたい。</p>	支所名	名称	受付日	許可日	調定日	納付日	使用日	一之宮支所	支所庁舎	6/5(月)	6/5(月)	6/5(月)	6/14(水)	6/13(火)	久々野支所	多目的センター	2/21(水)	2/22(木)	2/22(木)	3/6(水)	3/4(月)	<p>高山市久々野多目的センター管理規則については、令和5年9月に改正しましたが、使用料の納入について適正な対応がとれていなかったため今一度確認し、複数人での確認及びスケジュールの共有を図り、納入管理の適切な事務処理を徹底したところです。</p>	
支所名	名称	受付日	許可日	調定日	納付日	使用日																	
一之宮支所	支所庁舎	6/5(月)	6/5(月)	6/5(月)	6/14(水)	6/13(火)																	
久々野支所	多目的センター	2/21(水)	2/22(木)	2/22(木)	3/6(水)	3/4(月)																	

監査措置状況報告書

令和6年7月22日

実施年度	定期監査（令和6年度上期）		
検査実施日	令和6年5月14日～6月5日		
担当部署	久々野支所 基盤産業課	内線	3551

監査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>② 延滞金の発生について</p> <p>久々野支所が管理するスキー場運営事業費において、延滞金98円が支出されていた。</p> <p>内容を確認したところ、令和5年9月に請求された旧アルコピアスキー場の浄化槽及び水道の電気料金（計29,748円）にかかる請求書を職員が未開封のまま放置していた結果、支払遅延による延滞利息が発生していたものである。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、事務の進捗管理を徹底するとともに、緊張感を持って業務にあたられたい。</p>	延滞金の発生防止については、請求書確認と支払い手続き日を課内スケジュールで共有するとともに、請求書の受領確認や検収事務を複数人で行うことや、適切な文書管理を行うため、常時の机上整理を確認しました。また、訓示や朝礼を通じて、支所全職員に対して個々の業務運営の再確認など組織としてリスクマネジメントの徹底を図りました。	

監査措置状況報告書

令和6年7月22日

実施年度	定期監査（令和6年度上期）		
検査実施日	令和6年5月14日～6月5日		
担当部署	朝日支所 地域振興課 他	内線	3610

監査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>③ 施設の維持管理について（朝日支所）</p> <p>朝日支所敷地内にある旧朝日公民館は、市の普通財産であり、1階部分は壁がなく、柱だけで構成された吹きさらしとなっており、物置きや公用車駐車場としても利用されている。</p> <p>現場を確認したところ、危険物である混合油の入った携行缶が放置されていた。</p> <p>誰もが容易に出入りできる場所であり、火災や盗難の恐れもあることから、安全かつ適切に管理されたい。</p> <p>なお、各支所の施設においても、事故等を未然に防ぐため、安全確認を実施されたい。</p>	<p>朝日支所敷地内の、混合油の入った携行缶については、指摘後速やかに施錠可能な倉庫へ移し保管しました。今後は、適正な施設の維持管理に努めます。</p> <p>また、本庁及び全支所敷地内施設の安全確認を実施し、適正に管理されていることを確認しました。併せて、担当部署に対し定期的な安全確認と維持管理を徹底するよう指導したところです。</p>	